

令和4年1月14日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

公益社団法人日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 釜 范 敏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年1月5日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部(局)宛に標記の事務連絡が発出されました。

本事務連絡は、B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等については、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制(以下「自宅等の療養体制」という。)が整った自治体において、感染急拡大が生じた場合には、下記のと通りの対応(以下「本件対応」という。)を可能とするものです。

この自宅等の療養体制として、各自治体においては、診断の翌日までに、経口薬投与、健康観察やオンライン診療・訪問診療の実施、パルスオキシメーター配布を可能とする体制の確保等が整っていることを確認することとされています。

そして、自宅等の療養体制が整っている自治体は、各自治体の総合的な判断のもと、感染の急拡大が確認された場合には、本件対応として、オミクロン株の患者等について、①デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと、②オミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこととされています。

「総合的な判断」の考慮要素としては、「オミクロン株患者を全員入院し続けた場合、3週間後の病床使用率が50%を超えることが想定されること」、「濃厚

接触者を全員宿泊施設待機とした場合、3週間後の宿泊療養施設の使用率が50%を超えることが想定されること」、「その他、医療現場や保健所業務の逼迫状況等が想定されること」が挙げられています。

なお、本件対応を行おうとする自治体においては、あらかじめ、厚生労働省へ報告することとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関並びに郡市区医師会等への御周知いただきますよう何卒よろしくお願い致します。